

○本山町お試し滞在住宅の設置及び管理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町への移住・定住を促進し、人口の増加による町の活性化を図るため、移住希望者の生活体験及び移住準備に供する施設として、本山町お試し滞在住宅（以下「お試し滞在住宅」という。）の管理及び利用に関して必要な要綱を定めるものとする。

(名称及び位置等)

第2条 お試し滞在住宅の名称、位置及び戸数は、次のとおりとする。

名称	位置	戸数
本山町お試し滞在住宅	本山町本山386番地6	1戸

(利用の許可及び制限等)

第3条 お試し滞在住宅を利用する者（以下「利用者」という）は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

- 2 町長は、お試し滞在住宅の管理上必要があると認めるときは、前項の許可について条件を付すことができる。
- 3 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。
 - (1) お試し滞在住宅における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) お試し滞在住宅及び付属設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、利用させることがお試し滞在住宅の管理上支障があると認められるとき。

(利用者の資格)

第4条 お試し滞在住宅を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）に規定する者は利用できない。

- (1) 現に町外に住所を有する者で、町内へ移住を希望している者
- (2) その他町長が特に必要と認める者

(利用期間)

第5条 お試し滞在住宅の利用期間は、原則として3ヶ月以内とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

- 2 利用期間は、前項において定めた期間の満了により終了し、更新はしないものとする。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

(利用申込及び許可等)

第6条 利用者は、利用開始日の7日前までに本山町お試し滞在住宅利用申込書（別記第1号

様式) を町長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により町長が特に認めた場合は、この限りでない

- 2 町長は、前項の規定によるお試し滞在住宅利用の申込があったときは、内容を審査して利用に問題がないと認めたときは、利用者に対し、本山町お試し滞在住宅利用許可書(別記第2号様式。以下「許可書」という。)により通知するものとする。

(利用料)

第7条 お試し滞在住宅の利用料は、別表のとおりとする。

- 2 利用者は、前条の規定による許可証の交付を受けたときは、前項に基づく利用料を前納しなければならない。ただし、やむを得ない事情により町長が特に認めた場合は、この限りではない。
- 3 前納した利用料は、返還しないものとする。
- 4 利用料には、お試し滞在住宅の利用に伴う電化製品等利用料及び光熱水費を含むものとする。ただし、寝具は含まれないものとする。

(利用者の義務)

第8条 利用者は、次の各号を遵守するとともに許可の条件及び町長の指示に従い、常に善良な利用者としての注意を払わなければならない。

- (1) 利用者は、お試し滞在住宅及び付属設備等を清潔に保ち、利用後は原状に復して返還すること。
- (2) その他町長の指示に従うこと。

(禁止行為)

第9条 利用者は、お試し滞在住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 犬や猫などのペットを飼育すること。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する行為をすること。
- (3) お試し滞在住宅の改修又は増築を行うこと。
- (4) 土地の形質を変更すること。
- (5) お試し滞在住宅の全部又は一部を第三者に転貸すること。
- (6) その他お試し滞在住宅の利用にふさわしくない行為をすること。

(損害賠償)

第10条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由によりお試し滞在住宅及び付属設備等を損傷又は滅失したときは、速やかに報告をし、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表 (第7条関係)

お試し滞在住宅利用期間及び利用料

1ヶ月	35,000円
-----	---------

※入居期間が1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。